

重要

商品券取扱の前に必ず内容をご確認ください

「伊勢市地域応援商品券」実施要項



「伊勢市地域応援商品券」 取扱いと利用期間の変更について

このたび、当商品券事業にお申込みいただき誠に有難うございます。

今回の伊勢市地域応援商品券につきましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から説明会の開催を見送ることとなりました。取扱店としてご登録いただきました皆様には本要項と共に同封の啓発品、換金申込書などご確認の上で取扱い頂きますようお願い致します。

また、当商品券の利用期限は取扱店募集当初において令和2年11月30日としておりましたが、伊勢市との協議の結果、令和2年12月20日まで延長することとなりました。何卒ご迷惑をお掛けしますが利用期間、換金期間にご注意いただきますようお願い致します。

今回から新規で参加された事業所様など事業内容にご質問等がございましたら、事務局までご連絡下さい。

伊勢市地域応援商品券の各期間

【販売期間】

令和2年9月1日 ~ 令和2年9月30日

【利用期間】

令和2年9月1日 ~ 令和2年12月20日

【換金期間】

令和2年9月1日 ~ 令和3年1月22日

「伊勢市地域応援商品券」実施要項

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大阻止のため外出自粛の影響により、売り上げが減少した事業者の支援、また、収入が減少した市民の生活を支えるための経済対策が求められている。プレミアム率25%の地域応援商品券（以下「商品券」という。）を発行することにより、消費者の購買意欲を高め、地域における消費を促進し、地域経済の早期回復を図ることを目的とする。

2 商品券の概要

- ・名称 伊勢市地域応援商品券
- ・発行者 伊勢商工会議所
- ・協力者 伊勢小俣町商工会、伊勢市
- ・発行総額 10億円（うちプレミアム25%分：2億円）
- ・販売総額 8億円
- ・発行内容 1冊9枚綴り（1,000円券×1枚、500円券×8枚 計5,000円分）の商品券を4,000円で販売する。
内訳は、1,000円券1枚を共通券、500円券8枚を中小規模店専用券とする。
(1) 共通券は、大型店を含む全ての取扱店で使用可能とする。
(2) 中小規模店専用券は、大型店を除く取扱店でのみ使用可能とする。
(3) 大型店とは、売場面積が1,000㎡を超える店舗及び中小企業基本法第2条で定める中小企業者以外が営む店舗と定義する。なお、市内に1店舗でも1,000㎡を超える店舗がある場合は大型店扱いとする。
(4) 中小企業者とは上記(3)以外の店舗とする。
(5) なお、判断し難い場合は申込内容など総合的に検討し、決定する。
(6) 共通券と中小規模店専用券は、印刷の色を変え、表紙付の冊子として綴じ込み、これを1冊の単位とする。
- ・発行部数 20万冊
- ・購入限度 市民1人につき10冊（4万円）までとする。

3 商品券の引換（販売）期間

商品券の引換期間は、令和2年9月1日（火）～同年9月30日（水）とする。

4 商品券の利用期間

商品券の利用期間は、令和2年9月1日（火）～同年12月20日（日）とする。

5 商品券の販売方法等

- (1) 商品券の購入は、往復ハガキによる予約申込式とし、予約申込期間は令和2年7月1日（水）から7月31日（金）（当日消印有効）とする。
- (2) 購入予約は、申込者1人あたり1冊は購入可能とし、2冊以上希望した方は、抽選で購入冊数を決定する。
- (3) 商品券の予約販売は、指定する販売窓口において、指定する期間内に、商品券引換券となる返信ハガキ並びに代金と引き換えのうえ販売する。

- (4) 購入予約の申込数が予定販売数に達しなかった場合は、再販売を行う。その際はホームページなどで周知する。

6 商品券の制限事項

商品券の制限事項は次のとおりとする。

- (1) 商品券の利用限度額は1人につき、5万円までとする。
- (2) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- (3) 商品券の現金化、及び転売はできない。
- (4) 商品券額面に利用が満たない場合でも、つり銭は支払わない。
- (5) 購入した商品券の払い戻しには応じない。
- (6) 利用期間を過ぎた商品券は利用できない。
- (7) 商品券の盗難・紛失又は偽造・模造に対し、発行者及び協力者はその責を負わない。

7 商品券の利用対象とならないもの

商品券の利用対象とならないものは、次のとおりとする。

- (1) 国や地方公共団体等への支払い。（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- (3) 土地及び家屋の購入代金。
- (4) 事業者間決済。
- (5) たばこ。（たばこ事業法第36条第1項において、小売定価以外による販売が禁止されている）
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第2条第1項第4号、同項第5号及び同条第5項に該当する店舗への支払い。
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの利用。
- (9) その他、発行者が指定するもの。

8 取扱店の参加資格及び登録等について

(1) 参加資格

伊勢市内において小売業、飲食業、サービス業その他の業種を営み地域振興に貢献する事業者とし、以下に該当する事業者を除いたもので、伊勢市内の店舗等において商品券が利用できる事業者とする。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第2条第1項第4号、同項第5号及び同条第5項に該当する事業者。
- ②特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- ③反社会的勢力（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる

関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。)と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

※ 照会を行う場合がある。

④「7 商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者。

(2) 中小規模店と大型店の取り扱い

「2 商品券の概要 ・発行内容(3)~(5)」に記載のとおりとする。

(3) 登録方法

①本事業に賛同し取扱店として登録を希望する事業者は、指定の「伊勢市地域応援商品券取扱店登録申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、下記申請書の提出先に提出する。

②登録条件

9月1日(火)までに換金手続き金融機関の伊勢市内の支店に口座を開設していること。

③申請期間

申請を受け付ける期間は、令和2年6月18日(木)~同年7月31日(金)とする。

6月30日(火)までの申請店は、7月中旬の予約申込新聞折込チラシに店名を記載する。

7月31日(金)までの申請店は、9月1日(火)から市内各郵便局に設置する店舗一覧チラシに店名を記載する。

④申請書の提出先

伊勢商工会議所 電話0596-25-5153 FAX0596-23-1151 (伊勢市岩淵1丁目7番17号)

(4) 啓発品の提供

発行者は利用者の利便性と取扱店の判別を図るため、以下の啓発品を取扱店へ提供する。

① 取扱店証 ②取扱店ステッカー ※のぼり、ポスターの配布はありません。

9 商品券の換金手続きについて

(1)換金手続き金融機関

百五銀行・第三銀行・桑名三重信用金庫・三重銀行・中京銀行

(2)換金の流れ

①商品券取扱店は使用済み商品券裏面に住所及び店名を明記(スタンプ可)し、換金手続き金融機関へ取扱店証を提示し換金受付書とともに商品券を共通券と中小規模店専用券に分けて提出する。

(金融機関に提出する前に、取扱店証・換金受付書・使用済み商品券裏面の各記載事項に必ず記入してください。記入のない場合は換金できません)

②換金手続き金融機関は、発行者名で取扱店指定の口座に入金する。

(3)換金手続き及び入金の日

①換金手続きは、令和2年9月1日(火)から令和3年1月28日(木)とする。

なお、最終の手続き日(令和3年1月22日)を過ぎると換金できないので、厳守すること。

②商品券取扱店から換金手続き金融機関への換金手続きは、金融機関の指定する日の当該窓口の営業時間内とする。

③換金手続き金融機関は、発行者名で契約書の定める日に指定口座へ入金する。

換金申込期間及び入金日

換金受付期間（取扱店の持込期間）	入金日（取扱店への支払日）
9月1日（火）～8日（火）	9月15日（火）
16日（水）～24日（木）	10月1日（木）
10月2日（金）～8日（木）	16日（金）
19日（月）～23日（金）	29日（木）
11月4日（水）～10日（火）	11月17日（火）
17日（火）～24日（火）	12月1日（火）
12月2日（水）～8日（火）	16日（水）
17日（木）～23日（水）	29日（火）
1月4日（月）～8日（金）	1月18日（月）
18日（月）～22日（金）	28日（木）

※10日、20日は金融機関窓口の混雑が予想されます。新型コロナウイルス感染予防の観点からも混雑緩和にご協力下さい。

10 取扱店の責務、登録取消について

(1)取扱店の責務

商品券取扱店は下記に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①商品券利用の制限事項以外の取引において、商品券の受け取りを拒まないこと。
- ②制限事項に反した商品券の取り扱いを行わないこと。
- ③受け取った商品券を換金以外の目的に使用しないこと。
- ④商品券を受け取った後、裏面の所定欄に取扱店名などを明記すること。（明記がない場合は、金融機関で換金手続きができません。）
- ⑤取扱店を営む事業者が自ら購入した商品券を直接換金しないこと。
- ⑥商品券の取扱については、現金と同様の扱いをすること。「セール対象外」などの取扱を行わないこと。
- ⑦事業者間決済には使用しないこと。
- ⑧取扱店であることが明確になるよう、発行者が配布する取扱店表示等を利用者が判断できる場所に掲示すること。
- ⑨共通券並びに中小規模店専用券の2種類の商品券が流通することから、各店舗対象の商品券を取り扱うこと。なお、大型店で中小規模店専用券が使用された場合は、これを無効とする。
- ⑩商品券を受け取る際に、偽造されたものでないかを必ず確認すること。
- ⑪利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とすること。
- ⑫その他、発行者がこの事業の趣旨に反すると認める行為を行わないこと。

(2)商品券取扱店の登録取消

発行者は、商品券取扱店の提出する取扱店登録申込書兼誓約書に虚偽の記載があると認められた場合、また、上記の責務を遵守しないと認められた場合には、当該商品券取扱店の登録を取り消し、公表するものとする。これらにより損害金が発生した場合及び不正換金した場合には、発行者は当該取扱店に対し当該額を請求するものとする。

取扱方法と注意事項

1 取扱方法

(1) お客様から冊子を預かり、商品券を必要分だけ切り離す。

- ・ 中小規模店は、共通券（1,000円券）中小規模店専用券（500円券）のどちらを何枚利用して支払うのか、お客様に確認してください。



- ・ 大型店は、共通券（1,000円券）のみ取扱できます。



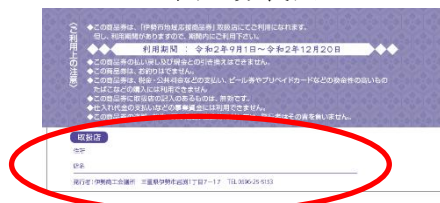
- ・ 中小規模店は共通券（1,000円券）中小規模店専用券（500円券）の両方が取扱できます。



(2) 商品と引き換えた商品券の裏に住所・店名を記載（手書き又はゴム印）

- ・ 住所・店名の記載ない商品券は、金融機関で換金できません。
- ・ 店名は取扱店申込書及び取扱店証に記載の店名と同じ名称にしてください。
- ・ 社印や店主・対応者等の朱印は不要です。（押印しても構いません）

商品券裏面



2 注意事項

(1) 偽造防止について

- ・ 商品券には、ホログラムの縦ラインが入っています。
また、通し番号が記載されており、同じ番号のものはありません。

※ 偽造が疑われる商品券があった場合は、伊勢商工会議所へご連絡ください。

(2) 汚損、破損した商品券について

・汚損、破損の著しい商品券は、金融機関で換金できない場合があります。

伊勢商工会議所へ持って行きご相談くださいと、お伝えください。

参考：次の条件をすべて満たしていれば利用できるものとする。

ア 通し番号が確認できること。

イ 券面の3分の2以上が残っていること。

ウ 表面の偽造防止ホログラムが残っていること。

(3) 利用期間は、令和2年9月1日から令和2年12月20日までです。

利用期間外は、ご使用できません。

(4) 商品の販売やサービスの提供等なしに、購入した商品券に取扱店舗の印を押して換金することはできません。

換金方法と注意事項

1 取扱店証

- (1) 登録店名、換金金融機関、支店名、口座名義人を取扱店証に記入してください。
※登録店名は混乱を避けるため、取扱店申込書及び商品券裏面に記載した名称と同じにしてください。
- (2) 商品券の換金手続きの際に必要なですので、大切に保管してください。
- (3) 換金手続きの際に、金融機関に提示してください。

2 換金方法

- (1) 手続きの際は、以下のものを取扱店証に記載の金融機関にご提出ください。

- ① 使用済み商品券
- ② 換金受付書
- ③ 取扱店証

※金融機関に提出する前に、取扱店証・換金受付書・使用済み商品券裏面の各記載事項に必ず記入してください。記入のない場合は換金できません。

① 商品券裏面

① 取扱店証

② 換金受付書

③ 換金受付書

記入見本

A

B

① 取扱店証

② 換金受付書

③ 換金受付書

④ 換金受付書

⑤ 換金受付書

⑥ 換金受付書

⑦ 換金受付書

⑧ 換金受付書

⑨ 換金受付書

⑩ 換金受付書

⑪ 換金受付書

⑫ 換金受付書

⑬ 換金受付書

⑭ 換金受付書

⑮ 換金受付書

⑯ 換金受付書

⑰ 換金受付書

⑱ 換金受付書

⑲ 換金受付書

⑳ 換金受付書

㉑ 換金受付書

㉒ 換金受付書

㉓ 換金受付書

㉔ 換金受付書

㉕ 換金受付書

㉖ 換金受付書

㉗ 換金受付書

㉘ 換金受付書

㉙ 換金受付書

㉚ 換金受付書

㉛ 換金受付書

㉜ 換金受付書

㉝ 換金受付書

㉞ 換金受付書

㉟ 換金受付書

㊱ 換金受付書

㊲ 換金受付書

㊳ 換金受付書

㊴ 換金受付書

㊵ 換金受付書

㊶ 換金受付書

㊷ 換金受付書

㊸ 換金受付書

㊹ 換金受付書

㊺ 換金受付書

㊻ 換金受付書

㊼ 換金受付書

㊽ 換金受付書

㊾ 換金受付書

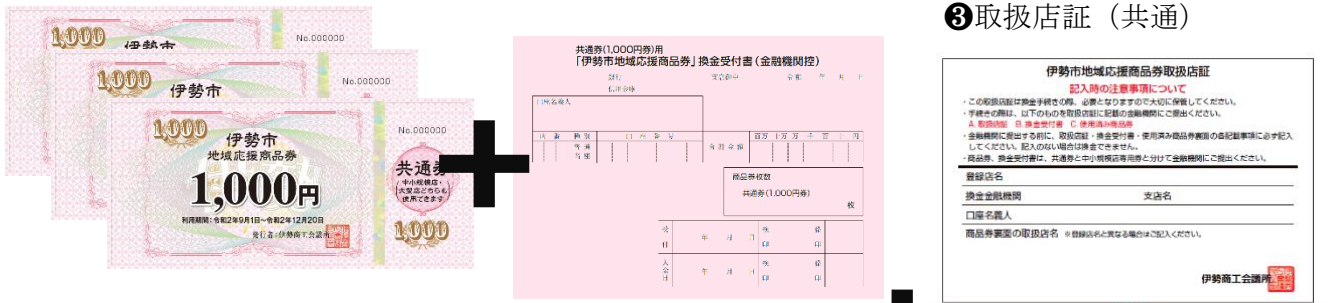
㊿ 換金受付書

(2) 換金受付書と商品券は、共通券と中小規模店専用券とに分けて提出してください。

①商品券1,000円券

②換金受付書1,000券用

③取扱店証（共通）



①商品券500円券

②換金受付書500券用



(3) 換金手続き期間に、手続きを行ってください。

換金受付期間（取扱店の持込期間）	入金日（取扱店への支払日）
9月1日（火）～8日（火）	9月15日（火）
16日（水）～24日（木）	10月1日（木）
10月2日（金）～8日（木）	16日（金）
19日（月）～23日（金）	29日（木）
11月4日（水）～10日（火）	11月17日（火）
17日（火）～24日（火）	12月1日（火）
12月2日（水）～8日（火）	16日（水）
17日（木）～23日（水）	29日（火）
1月4日（月）～8日（金）	1月18日（月）
18日（月）～22日（金）	28日（木）

※入金が入金予定日中に入金されますので、朝一番には入金されていない場合があります。

※10日、20日は金融機関窓口の混雑が予想されます。新型コロナウイルス感染予防の観点からも混雑緩和にご協力下さい。

3 注意事項

(1) 汚損・破損の著しい商品券について

汚損・破損が著しい商品券は、金融機関で受付けてもらえない場合がありますので、ご注意ください。

(2) 換金の手続きは、取扱店証に記載してある換金金融機関で行ってください。

(3) 換金は、指定金融機関のみとなっておりますので、指定金融機関の通帳がない場合は、口座を開設してください。また、原則として換金は通帳の支店と同支店でお願いします。